

エルマー・ブランド、音田正巳編

『婦人と労働一日独シンポジウム報告書』

日本労働協会、東京、1975年10月、188+viiiページ

「平和・平等・発展」のモットーのもとに国際婦人年がさまざまな催しを持ったことはまだ記憶に新しいところである。国連憲章や国際労働機構、さらには1960年のUNESCO協定などが男女の本質的平等をうたってから久しいが、その理想の実現には多くの障害がたちふさがっているように思われる。

女性の社会的地位の向上は、国の社会的経済的発展過程において、多分に政治的な含みと、一国の文化に深くかかわった共通性をもっているようにみうけられる。

本書は、国際婦人年を機に日本と西ドイツにおける婦人問題にさまざまな角度から光をあて、女性が置かれている状況の特殊性、歴史的経緯と今日の趨勢の特徴的な問題点を浮き彫りにしていくことを求めて日独各界の専門家が参集し、『先進産業社会における「婦人の労働』に関する日独シンポジウム』として結実したものである。このシンポジウムは、大阪ゲーテ・インスティトゥートの企画に政府機関や自治体が協力して1975年4月大阪において行われ、同年秋に刊行の運びとなった。

本書の構成は次の通りである。

第Ⅰ部 日本と西ドイツにおける婦人労働の現況

- 第1章 西ドイツにおける職業婦人の現況
- 第2章 日本における婦人労働の現況

第Ⅱ部 婦人と家政

- 第3章 西ドイツにおける婦人の法的地位
- 第4章 主婦の現状とこれからの方針
- 第5章 家政の新しい柱

第Ⅲ部 婦人の就業

第6章 西ドイツにおける職業婦人の実態

- 第7章 職業婦人の経済的地位
- 第8章 日本婦人の就業に関する考察

第Ⅳ部 働く母親の問題

- 第9章 西ドイツと日本における職業を持つ母の地位について
- 第10章 母親の就労と青少年の育成
- 第11章 働く母親と乳幼児の保育問題

戦後の女子労働力の動向には両国にいくつかの共通点がみられる。第Ⅰ部はきわめて簡潔に婦人労働力の推移と現況がまとめられているが、西ドイツにおいても教育の機会増大と婚姻年令の低下が25歳以上女子の就業継続を困難にしていること、技術革新等によって、従来の男子の職業・女子の職業といった固定観念がくづれつつあることが指摘されている。

西ドイツはまた多くの外国人労働力に支えられる特殊な労働市場をもつが、これが女子の、とりわけ既婚女子のパート・タイム就業をおしそすめた。と同時に、公務員法の改正によって女子公務員のパートタイム就業を正式に認めるにいたった。この間の人口学的背景の説明が充分ではないが、主婦労働と夫の職業労働の同価値性が法的に承認されている西ドイツでは、夫婦は実質的にパートナーであるという意味での男女の法的平等の観点から、子供を生み育てる期間は国が手をかそうとする姿勢がよく説明されている。そのような社会的背景の上で、西ドイツの主婦が自らの主婦労働にポジティブな評価を与えていているのに、日本の主婦には役割の確信とその迫力に欠けるという指摘がなされている。

婦人労働を語る時に避けられない問題の一つに母性と母性保護がある。子供を生み育てる行為はともすれば個の問題にすりかえられがちであり、人口と労働力の再生産を近視眼的に企業内側面に限定して取り扱ってきた日本の労働運動にも鋭い批判がなされている。

このシンポジウムは、日独双方から11の報告がなされ、労働だけでなく婦人問題までも含むため、やや説明不足のところもあるが、従来の婦人労働の研究に新しい視点を提供するものとして評価されよう。

(中野 英子)